

令和4年3月1日
政 策 経 営 部

昭和信用金庫三軒茶屋支店建替え後の建物の一部使用に係る
昭和信用金庫との覚書の取り交わしについて

1 主旨

昭和信用金庫三軒茶屋支店建替え後の建物の一部使用を検討するにあたり、令和3年12月に昭和信用金庫へ要望書を提出した。

今後、昭和信用金庫と区とで、一部使用に向けた施設整備について具体的な協議を進めるため、覚書を取り交わす。

2 当該施設概要

施設名称 : 昭和信用金庫三軒茶屋支店

所在地 : 三軒茶屋1-41-10

敷地面積 : 約458.4m²

借上想定面積 : 約1,500m²

3 覚書の概要

- (1) 本覚書は、昭和信用金庫三軒茶屋支店建替え後の建物の一部を、昭和信用金庫からの賃貸借とし、区が使用することを目的とする。
- (2) 賃貸借契約に向けて、建物賃貸借の期間は、20年を基本に協議を行う。なお、詳細については、別途協議するものとし、今後の協議に基づき、賃貸借契約の中に記載する。

4 覚書案

別紙のとおり

5 取り交わし予定時期

令和4年3月

6 今後の検討

本検討にあたっては、三軒茶屋分庁舎に入居する三茶しゃれなあとホール及び事務所機能（産業プラザ等）の一部機能移転先として活用を図ることを前提としているが、他の事務所機能の需要も考慮したうえ、幅広い視点で検討を行うとともに、昭和信用金庫と施設の仕様、費用等について、今後、検討・協議を行っていく。

昭和信用金庫三軒茶屋支店建替え後の建物の一部使用に係る覚書（案）

昭和信用金庫（以下「甲」という。）と世田谷区（以下「乙」という。）は、甲が計画する甲支店の建替え後の建物（以下「甲新支店」という。）の一部使用について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

1. 本覚書は、甲が整備する甲新支店の一部を、三軒茶屋分庁舎（乙借上施設）等の一部機能の移転先として甲より賃貸借し、乙が使用することを目的とする。

（対象施設）

2. 甲新支店の所在地及び延床面積は、次のとおりとする。
所在地：東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号
延床面積：約1,500㎡（乙使用部分）

（一部使用にかかる協議）

3. 甲新支店の一部使用に関する協議は、甲及び乙が相互に協力しながら進めるものとする。

（権利関係）

4. 甲新支店の一部は、甲からの賃貸借とし、乙が使用するものとする。
5. 賃貸借については、甲と乙が契約を締結し、乙が甲に賃料を支払うものとする。
6. 賃料については、適正な金額となるよう賃貸借契約を取り交わす時点の不動産鑑定評価及び乙財産評価委員会の評価を参考に、甲乙において協議、合意した金額とする。

（賃貸借契約に向けた協議）

7. 賃貸借契約に向けて、建物賃貸借の期間は、20年を基本に協議を行う。なお、詳細については、別途協議するものとし、今後の協議に基づき、賃貸借契約の中に記載する。

（その他）

8. 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に関する疑義若しくは変更が生じた場合は、甲乙の間で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

甲及び乙は、上記のとおり本覚書を取り交わしたことを証するため、本覚書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年 月 日

甲 東京都世田谷区北沢一丁目38番14号
昭和信用金庫
代表者 代表理事 内藤 博

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂 展人